

「被扶養者資格確認」の書類提出のお願い (被扶養者の職権取消等予告)

1 概要

2021年9月22日(水)から実施している2021年度の被扶養者資格確認^{※1}＜提出期限10月22日(金)まで＞の未提出者におかれましては、11月中に督促を行いましたが、依然未提出の方が見受けられます。

12月8日現在で提出が確認できない方について、郵政各社に所属されている方については、1月5日(水)に所属の長を通じて「被扶養者資格確認」の書類提出のお願い(被扶養者の職権取消等予告通知)を交付、その他、任意継続組合員等の方についてはご自宅へ送付します。

上記通知後も必要な書類が提出されない場合は、被扶養者証(保険証)を無効とし、かつ対象被扶養者を「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」^{※2}第18条及び19条の規定に基づき、日本郵政共済組合の職権により、資格確認が完了しなかった調査対象期間の初日に遡及して認定を取り消しすることになりますので、2022年1月31日(月)までに必要な手続きを行ってください。

※1 被扶養者の資格確認は会社が実施している扶養手当監査とは異なります。詳細は共済組合HP「お知らせ」又は広報誌「ゆうせい共済」477号をご参照ください。
＜H P＞[2021年9月24日付「2021年度被扶養者資格確認の実施\(一部対象者のみ\)」](#)
＜広報誌＞[ゆうせい共済No.477 令和3年9月30日発行](#)

※2 「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」について、詳細は共済組合ホームページ「お知らせ」をご参照ください。
＜H P＞[2021年10月12日付【重要】「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の改定について](#)

2 共済組合の職権による認定取消しが確定した場合

- (1) 3月中に対象被扶養者の「資格喪失証明書」を送付します。
- (2) 対象被扶養者の被扶養者証(保険証)を返納していただきます。
- (3) 遡及して認定を取り消すため、「資格喪失日以降に医療機関等で使用した医療費の内、共済組合が負担した額」を返還していただきます。

3 その他

- (1) 被扶養者が認定要件を欠いた場合は、組合員は遅滞なくその事実を申告し、**被扶養者認定の取消し**を行う義務がありますので、[取消用]被扶養者申告書等の書類を提出してください。
- (2) 被扶養者の資格確認は公正・公平な共済サービスの提供のために重要な確認事務です。また、法定事項であり、所要の手續等を怠り資格確認を受けていないにもかかわらず被扶養者証(保険証)を不正に使用することは違法行為となるので、ご注意ください。